

豊中市 中小企業勤労者互助会の ご案内

事業主の皆さん、互助会に**加入**しませんか！

自社内で福利厚生制度を導入するのが難しい中小企業のために、
豊中市中小企業勤労者互助会では少額の掛金で大企業並みの
福利厚生を実現するお手伝いをしています。

豊中市中小企業勤労者互助会の仕組み

豊中市長が会長を務め、市が運営をサポートしている団体です。
事業の運営に必要な資金は、会員の皆さまからの掛金と豊中市の
補助金により賄われています。

● 加入条件

市内において、従業員300人以下
で事業を営む事業主及び従業員が
対象です。

※従業員1人から加入できますが、事業主のみの
加入はできません。

● 掛金

会費は1人につき月額500円です。
なお、入会時のみ入会金が1人600円
かかります。

※掛金の1/2額以上は事業主にご負担いただきます。
※掛金は税法上、損金または必要経費として
処理できます。

ウラ面もご覧ください

事業の内容

相互扶助の精神に基づき、**共済給付事業**・**福利厚生事業**を柱として盛りだくさんの事業を実施しています。

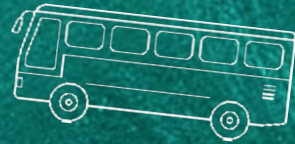
福利厚生事業

●文化教養・保健体育等事業

文化教養の習得や健康促進等の事業を行います。

●レクリエーション事業

日帰りバスツアー等を実施します。



●あっせん補助事業

コンサート、観劇、入浴施設、レジャー施設、サッカーチケット等の割引あっせん。

市営プールの無料入場券配布、ジェフグルメカード・映画券の割引販売。

●宿泊補助

休暇村等に宿泊された場合の補助。

●健康管理補助

人間ドックの補助。(30歳以上対象)

※事業等のご案内は、毎月発行の会報誌でお知らせします。

共済給付事業

互助会では加入されたときから簡単な手続きで結婚・出産・入学などいろいろな給付が受けられる給付事業を行っています。

種類

- 就学祝金 ●結婚祝金 ●出産祝金
- 入学祝金 ●成年祝金 ●結婚記念祝金
- 永年勤続慰労金 ●入院見舞金
- 死亡弔慰金 ●退会饗別金

※専業主は永年勤続慰労金の給付はありません。

加入のお申込み・お問い合わせ

豊中市中小企業勤労者互助会

〒560-0022 豊中市北桜塚 2-2-1 生活情報センターくらしかん内

TEL:06-6858-6862 FAX:06-6858-5095

HP: www.toyo-chukingojo.com

